

未来は動かせる



衆議院議員 小竹 凱

K.ODAKE REPORT

2026年1月発刊



One Year's Progress

おだけかいの

一年の歩み

地域の皆様の温かいご支援に支えられ、全力で駆け抜けた1年。国会での質疑から地元での対話まで、活動の軌跡を写真で振り返ります。



2024.10
第50回衆議院議員選挙で初当選



2024.11
当選証書の授与



2024.12
国会議事堂に初登庁



2024.12
法務委員会で初の質疑



2025.01
「神山まるごと高専」訪問



2025.01
通常国会の開会日



2025.03
衆議院本会議にて初質問



2025.04
おだけかいと語る会を初開催



2025.05
石川県総支部連合会定期大会で代表に就任



2025.06
UAゼンセン組合員と意見交換会



2025.06
大阪万博「石川の日」に参加



2025.08
馳知事との県政懇談会に出席



2025.11
母校の石川高専を訪問



2025.11
米丸校下後援会を発足



2025.12
全国キャラバン in いしかわを開催

☑ SNSのフォローで応援してください!

日々の活動は各種SNSで報告しています。いいね!の応援はもちろん、皆様の声を直接聞かせてください!

各種SNS



☑ ポスター掲示で応援してください!

ご自宅、駐車場、空き地や農地などに掲示させていただきませんか?ご協力いただける方は、事務所までご一報ください!



☑ 党员・サポーター登録をお願いします!

私たちの活動を応援していただける方を募集しています。一緒に日本の未来を変えましょう!



登録フォームはこちら
「石川県第1区総支部」を選択してください

おだけかい事務所: 〒920-0865金沢市長町2丁目7-13
Tel: 076-225-4770 Fax: 076-225-4771

討議資料

一歩でも前に進める政治を。

その想いで、国会での質疑や法案づくり、地域の現場訪問や市民とのタウンミーティングを積み重ねてきました。現場の声を拾い、制度の改善につなげることが、私の役割だと考えています。二十代の議員として、いまを生きる世代の責任を胸に、「次世代の日本にとって本当に必要な選択は何か」。その問いを軸に、政策に向き合ってきました。小さな一歩でも、必ず未来は動かせる。そう信じて挑戦を続けます。

PROFILE

小竹 凱 (おだけかい)
国民民主党 衆議院議員

身長:188cm
生年月日:1998.5.17
金沢出身/割出町在住
趣味:読書、スポーツ観戦

2011 米丸小学校卒業
2014 高岡中学校卒業
2019 石川高専建築学科卒業
大手ゼネコン入社
2023 国民民主党石川県連青年局長
2024 衆議院議員総選挙にて当選

衆議院議員

小竹 凱



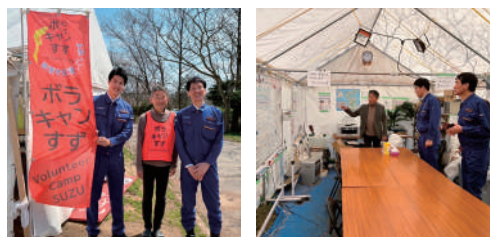
▲2024年12月19日 被災者生活再建支援法改正案を提出



▲玉木雄一郎代表と輪島市内視察・坂口市長との意見交換



▲鳩山紀一郎議員と国交省所管現場の視察



▲岸田光広議員とボラキャンすずや地元産業の視察



▲浜辺健太さんと能登半島キャラバンを実施



「被災者生活再建支援法改正案」を衆議院に再提出

現在、自然災害により生活基盤に著しく被害を受けた世帯には、被災者生活再建支援金を支給する制度があるものの、昨今の物価高騰等を受け、支援金拡充を求める声が上がっています。本法案には、現行の被災者生活再建支援金の額を最大で300万円から600万円に引き上げること、現在対象となっていない中規模半壊以下の住宅に対して新たな支援金の創設と倍増すること、国

庫補助の割合を2分の1から3分の2に引き上げること——等が盛り込まれています。浜口誠政調会長は提出後に記者団の取材に応じ、「能登半島における地震からの復興は道半ばである。現在の国会状況を踏まえて、野党が足並みを揃えて、災害対応の必要性を政府与党に訴えていきたい」と話しました。令和7年12月現在、継続審議中。

地域の復興に全力

私は、議員である前に、石川県に暮らす一人の若者として、能登のために何かできることがないかを常に考えています。本当の復興という意味では、政治だけでは達成できません。地域の活力を最大限に高めるために、これからも共に、頑張ります。



▲災害ボランティア(写真左)、炊出しボランティア(写真右)



戦後最年少記録に並ぶ「異例の本会議質疑」
党を代表して、おだけ凱は何を語ったのか？

デジタル刑事訴訟法改正法案に関する衆議院本会議質疑

■デジタル刑事訴訟法改正法案とは

これまで紙と対面が原則だった刑事司法の現場を、デジタル化によって効率化し、迅速な捜査・裁判を実現しようとする法案です。電子データでの記録管理、電子令状、ビデオリンク（オンライン手続）の拡大、電磁的記録の提供命令制度（スマホ等のデータ取得）など、刑事手続の大きな転換点となる内容が含まれています。一方で、デジタル化によって新たに生じるプライバシー、人権、適正手続の担保などの課題も多く、慎重な運用が不可欠です。国会質疑では、国民の安心と権利保護を守る立場から、以下の点を政府にただしました。

①情報セキュリティとプライバシー保護

刑事手続がデジタル化されることで、捜査記録などの機密情報がサイバー攻撃や内部不正の対象となる危険が高まります。私は、データ暗号化やアクセス管理、監査体制などの安全対策が本場に十分か、国民のプライバシーを守る仕組みが万全なのかを政府に確認しました。

②電磁的記録提供命令とプライバシー・財産権

スマートフォンやパソコンのデータ取得が容易になる一方、犯罪と無関係な個人情報や企業内部資料、さらには暗号資産や決済情報まで対象となる可能性があり、プライバシーや財産権が侵害されかねません。不服申立てができない点や、取得後のデータ管理・破棄の仕組みが不明確であることについて、私は慎重な運用と改善を求めました。

③自己負罪拒否特権との関係

スマートフォンのロック解除やパスワード提供を事実上強制する仕組みは、本人が不利な証拠を自ら差し出すことになり、憲法が保障する「自己負罪拒否特権」に抵触するおそれがあります。この点がどのように担保されるのか、政府に説明を求めました。



▲2025年3月27日 本会議場にて鈴木法務大臣に代表質問

常任委員会

所属する法務委員会では、主に裁判官の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件について総合的に取り扱います。以下、注目された主な法案と一般質疑の概要及び私がどのような視点で質問に臨んだかをご紹介します。

■再審制度の見直しについて

所信表明演説において、高市新総理が「再審制度の見直し」に踏み込んで言及したことを受け、私は再審法改正の必要性について質問を行いました。特に、今年7月18日に名古屋高裁金沢支部が再審無罪を言い渡し、8月1日に確定した「福井女子中学生殺人事件」を取り上げました。前川さんは22歳で逮捕され、38年以上の時を経てようやく無罪が確定しました。60歳となった本人の人生を考えると、これは「国家が一人の人生を奪った」と言わざるを得ず、現行の再審制度が抱える深刻な問題を象徴する事案であります。

私は、この事件が長期化した背景として、①再審請求段階で十分な証拠開示制度が存在しないこと、②再審開始決定に対して検察官が不服申立てできる制度が残っていること、この2点が大きな要因であると指摘しました。しかし大臣からは、個別の論点に関する直接的な評価は示されず、「法制審議会が精力的に議論が進められているので早期に答申を得たい」という従来の答弁にとどま

りました。一方で、大臣は再審制度の意義について「確定判決後であつても、事実認定の誤りがあれば是正する『非常救済手続』として極めて重要である」と述べました。この点は私も全く同じ認識であり、冤罪救済のための制度が実効的に機能しなければ、司法の信頼そのものが揺らぐと考えています。しかし、法制審議会では、証拠開示の範囲や、検察官不服申立て禁止の是非について慎重な意見も多く、意見集約には時間がかかっているのが実情です。このままでは「スピード感を持って取り組む」という政府の方針とは裏腹に、改正の核心部分が後退したり、法案化が大幅に遅れるおそれがあります。

私は、今こそ国会が主体となり、先の通常国会で野党六党が提出し継続審議となっている議員法案、再審法改正案を速やかに成立させ、まずは国会としての方向性を示すべきだと求めました。再審制度は、国民の自由と尊厳を守る最後の砦であり、今まさに国民的関心が高まっているこのタイミングを逃すべきではありません。

最後に、「今やらずにいつやるのか」という強い思いを述べ、早急な再審法改正の実現を重ねて求めました。



▲2025年11月19日 平口大臣に質疑

通常国会と臨時国会の成果。

第217回通常国会では150日間で58本の法案が成立。

初めて迎えた本格的な通常国会と臨時国会。私は法務委員会を中心に、二十回を超える質問の機会をいただきました。電磁的記録提出命令のプライバシー保護、社会復帰支援の実効性、外国人との共生、人権保障など幅広いテーマで質疑を行いました。現場の声をともに、地域で起きている

課題を国政の俎上に載せ、改善に向けた提案を続けてまいりました。能登半島地震の被災地の声を国に届ける役割も重視し、住宅再建、地籍調査、医療・介護体制、観光支援など、金沢・能登の未来に直結する課題を取り上げました。皆さまの声が国政を動かす力となっています。



こちらから
動画を見ることが
できます。

譲渡担保・所有権留保法案

① 法案の目的について

今回の法案は、明治時代から判例で運用されてきた譲渡担保・所有権留保の仕組みを明確に法律化し、個人保証や不動産担保に依存しすぎない資金調達を可能にすることを目的としています。企業が資金を得る際の選択肢を広げ、安定した取引を実現するための制度整備です。

② 金融機関の意識改革について

金融庁は、経営者保証に依存しない融資の拡大や、企業価値を基にした新たな担保制度づくりを進めています。これは従来の「保証人と不動産に頼る融資」から脱却するために必要な改革であり、政府としても強く後押ししているところです。

③ 担保設定による信用不安への懸念

動産や売掛金まで担保に設定すると、「経営状態が悪いのではないか」と誤解される可能性



があります。私は特に地方ではこうした不安が起り得ると指摘し、制度の趣旨が正しく伝わるよう、政府に丁寧な周知・広報を求めました。

④ 労働債権の保護について

倒産した企業で、労働者の未払い賃金や退職金が保護されずに終わる事例が多くあります。今回の法案では、担保権を実行した際の回収額の一部を破産財団に組み入れる制度が新設され、労働債権を含む一般債権者への配当原資を確保する仕組みが整備されました。私はこの制度が実効性を持って機能することを強く求めました。

⑤ 担保評価の公平性について

多数の動産や債権を束ねて担保にする場合、評価の方法によって公平性が損なわれるおそれがあります。法案では、担保実行時に対象資産を確定させ、合理的な方法で評価することを担保権者に義務付けています。不当な評価が行われた場合には、企業側が争うことができる仕組みも設けられています。

⑥ 倒産手続との整合性

譲渡担保や所有権留保は、倒産手続において質権と同様に「担保権者」として扱われます。破産手続では別除権として手続外で行使できますが、会社更生では手続内で行使する必要があります。従来の実務と整合的な整理がされており、裁判所によるチェック体制も維持されます。

本法案は、企業の資金調達の幅を広げる重要な一歩である一方、労働者保護や評価の透明性など慎重な運用が求められます。私は、地方の企業や働く方々の不安を解消しつつ、公平で安定した制度となるよう、今後も議論を続けてまいります。

▼離婚後共同養育と家庭裁判所の体制

2026年4月1日から、民法が改正され、これまでの離婚後単独親権から離婚後も父母が協力して子を養育する制度へ移行されます。このことについて、大臣は「子の利益の確保」が最大の目的であると答弁しました。

D・V虐待のおそれの判断については、個別事案ごとに裁判所が事実を総合考慮し、Q&A資料の整備などを通じて理解を深めていくと説明がありました。また、親権者変更の際は、家庭裁判所調査官による家庭訪問や関係者からの聴取を通じて、幼い子どもの意向も汲み取る運用が示されました。

一方で、こうした複雑・多様な判断を支える家庭裁判所の人員体制について増員は行われているものの、私はなお十分とは言えず、裁判官や家裁調査官の質・量両面でのさらなる充実が必要だと問題提起しました。

▼親子交流支援の強化について

離婚後の親子交流は、子どもの成長にとって重要とされる一方、実際には交流が実現していない事例も多くあります。親子交流を支援する団体は全国でわずか64団体、公的補助も乏しく、多くがボランティアに依存しているのが現状です。私は、民間任せにせず、国がしっかりと予算と体制を整え、安全で安心な親子交流を推進すべきだと提案しました。大臣からは、子の利益の観点から適切な親子交流は極めて重要であり、支援を必要とする方々に対して適切に取り組んでいく旨の答弁がありました。

▼災害時の子どもの安否確認と協力義務

能登半島地震の際、別居親が一週間以上、子どもの安否を確認できなかった事例を紹介し、災害時に子どもの状況を知らせない行為は、新

設される「父母相互の人格尊重・協力義務」に反するのではないかと質問しました。大臣は仮定の話としつつも、「何ら支障がないのに子の状況を知らせない場合、人格尊重・協力義務の問題となり得る」とその違反内容は親権制限の審判で考慮され得ると答弁しました。また、離婚調停の条項に「災害時の連絡方法」を盛り込むべきではないかと重ねて提起しました。

▼学校・保育現場での安否情報の共有

学校・保育所等でも、災害時に別居親へ安否情報を共有する仕組みが必要ではないかと質問しました。文科省や、こども家庭庁からは、各学校・保育所が危機管理マニュアルや連絡体制を整備しており、家庭状況は多様なため一律のルールは示していないが、子どもの安全確保の観点から、適切に連絡体制を確認・運用するよう引き続き促していくとの答弁がなされました。私は、世界有数の災害大国である日本だからこそ、今回の民法改正を機に、別居親も含めた安否確認の仕組みを一段と整備すべきだと求めました。

▼親子交流中止時の適切な対応

親子交流が一方的に中止され、明確な理由も説明されない事例が繰り返されていることを挙げ、「支障がないのに交流を繰り返し拒否する行為は人格尊重・協力義務違反ではないか、また、中止時の代替日・振替の設定や合理的な説明をルール化するべきではないかと質問しました。法務省は、代替日を決める理由を説明する条項を最初から決めておくことは紛争予防に有効であるなどと説明しました。正当な理由のない交流拒否が続く場合には、人格尊重・協力義務違反と評価される可能性もあることが示されました。



▲2025年12月13日 更生保護行政について質疑

保護司法改正法案

法務委員会に所属後、一貫して更生保護の在り方、とりわけその最前線で尽力いただいている保護司・保護観察官の持続可能な環境整備に取り組んできました。保護司の約8割が60歳以上となる中、「このままの形で本心に制度が持続できるのか」という危機感を共有し、不断の制度見直しを求めました。

●サポートセンターよりも「普通の場所」での面接を。

保護司の活動拠点として、更生保護サポートセンターが全国で整備されていますが、夜間・休日は開いていない場所もあり、企画調整保護司の負担が重いといった課題もあります。私は、『専用の部屋を増やすことだけが目的ではない。むしろ、公民館や喫茶店など、地域の日常の中で面接できる環境づくりこそ大事だと提案し、サポートセンターと併せて、公民館などの身近な施設を、現在よりもさらに柔軟に使える



▲2025年5月14日 国交委員会法務委員会連合審査会

老朽マンション再生法案

法案では、老朽マンションの建て替えや売却の決議要件が緩和され、4分の3や3分の2の多数決で可能になります。私は、反対者が保護される「売渡し請求権」が維持されるか確認し、高齢者などが負担金を払えず住み続けられない事態を防ぐよう求めました。また、管理会社が工事発注を兼ねる場合の利益相反を防ぐため、説明の徹底や監督強化を要請しました。さらに、人口減少で水道管が細くなり消火栓が設置できない地域が増えている点を踏まえ、建て替えが阻害されないよう消防水利基準の柔軟運用を求めました。最後に、建築基準法と民法の「境界線後退（セットバック）」規定が異なるため、合法的に建てても民事トラブルになる恐れを指摘し、住民トラブルを未然に防ぐ周知と対応を求めました。

体制づくりを求めました。

●再犯防止の力ギは「雇用」——自治体も一歩前へ。

再犯防止には、就職・就労の支援が不可欠です。これまで民間企業に協力をお願いしてきましたが、私は、県市町村など自治体自身が、保護観察対象者を雇用する動きをもっと広げるべきだと訴えました。

すでに全国71の自治体でそうした取組が始まっているとの答弁もありました。今後、地元自治体にも積極的に働きかけていきます。

●「無償だからこそ良いから一歩前へ」——手当・控除・実費弁償の見直しを

保護司法は今も「保護司には給与を支給しない」と定めており、今回も報酬制の導入は見送られました。検討会は、「無償性は、地域の善意を象徴する価値であり、維持すべき」としています。一方で、現役世代や若い保護司からは、交通費や会費などで「実質持ち出し」になつており、税控除などの形で負担軽減をしてほしいという声もあります。私は、「無償であること」そのものが目的ではなく、「再犯を防ぎ、社会を守る」という成果こそ評価されるべき給与でなくとも、税控除や実費弁償の更なる拡充など、柔軟な支援の検討が必要と強く求めました。

法務省からは、実費弁償の充実やサポートセンター運営費の国費負担拡大などを進めているとの答弁がありましたが、私は「5年ごとの見直しにとどまらず、もっと機動的に見直すべきだ」と重ねて提起しました。

●保護観察官の増員を急ぐべき

現場からは、そもそも保護観察官の数が足りないという声が多くあります。保護司を支え、専門的にバックアップする保護観察官の存在は不可欠です。

被災地の安心安全を確保

▼能登被災地での窃盗等犯罪について

能登半島地震発災後、被災地で窃盗・空き巣等の犯罪が発生し、令和6年中の被害総額は約3000万円、窃盗の検挙率は約3割にとどまっています。被災地内外の日本人・外国人による犯行があり、避難で無人となった家屋や事務所が狙われています。

警察は、全国からの応援部隊や防犯カメラ約1000台の設置、避難所での広報・相談対応などにより、24時間体制で警戒・パトロールを実施しています。

私は、被災者の心情を踏みにじる「火事場泥棒」は決して許されないと立場から、取締りの一層の徹底と、震災地の窃盗罪に対する法定刑引上げ等の検討も含め、厳正な対応を求めました。

▼SNS偽情報と表現の自由について

能登地震直後、外国人窃盗団が集結しているかのような根拠のない情報や、特定の人々への偏見・差別をおおる投稿がSNS上で拡散しました。これは重大な人権侵害になり得るだけでなく、避難や復興の妨げにもなります。

法務省は、発信者・受信者一人ひとりが正確な情報と冷静な判断に基づき行動することが重要だとし、人権啓発やネットリテラシー向上の取組を進めていると説明しました。一方、自民党内で検討されている「選挙時のSNS規制」について私は、表現の自由の観点から問題が大きく、偽情報の取締りを誰がどのような基準で行うのかという点でも、言論統制につながりかねないとの懸念を示しました。発信側の規制よりも、受け手のリテラシー向上こそ重視すべきだと指摘しました。



▲2025年4月10日 山中伸介原子力規制委員長に質疑

特別委員会

所属する原子力問題調査特別委員会にて、日本の未来に向けた現実的かつ責任あるエネルギー政策と若手人材の育成等に重点を置いた質疑・提案を行いました。

①労働力不足とデジタル化の必要性

我が国では少子高齢化が急速に進行し2024年には最大980万人の労働力が失われる見通しです。これまで外国人技能実習制度に依存してきた側面もありますが、今後はAIやロボットの活用が不可欠です。「安価な労働力への依存が日本人の賃金上昇を妨げてきた」

という視点からも、労働環境の質の向上と経済の持続可能性を見据えた改革が求められます。短期的な利益だけでなく日本の未来を見据え、共に進めていきたいと考えております。

②エネルギー政策と2040年の社会像

今後の経済成長や産業競争力維持のためには、GX^{※1}の実現が鍵となります。再生可能エネルギーや原子力をバランスよく活用し、2040年に向けたエネルギーミックス^{※2}の現実的な道筋を評価しました。電力の「余裕」こそが経済の活性化やイノベーションを支えるインフラであり、脱炭素と成長の両立を目指すべきです。

③原子力政策の一貫性と技術継承

原子力政策については、第7次エネルギー基本計画にて政府が「最大限活用」へと方針を転換

＝原子力政策に関する参考人質疑＝

①発電所のバックエンド分野の整備

現在、福島第一原発の廃炉については、明確な法的枠組みがなく、チェルノブイリにおける「廃炉法」や「廃炉プログラム法」のような包括的な制度が必要です。特に、「廃炉」とは何をもって完了とするのかという明確な定義がないこと、さらに世代を超える長期的な財政支援の在り方や費用負担の公平性など、多くの論点が未整理であることを指摘しました。

これに対し、参考人からは「国会が計画に関与し、監視・承認第三者機関による検証体制を整備すべき」との力強い提言をいただきました。

②原子力分野の人材育成と成長戦略

原子力の人材育成に関しても取り上げました。発電所が長期間停止している間に育った世代の視点から発言しました。「動いている炉を見たことがない」「実務に触れる機会がない」「若手技術者が増えており、安全運用の観点でも人材育成は喫緊の課題です」。

フランスなどのように、運転から廃炉・処分まで貫いた人材・教育・供給体制（サブライチャー）を整備することが必要であり、我が国も長期的・統合的な政策立案を行うべきだと訴えました。参考人からは「運転」と「廃炉」は求められるスキルも人材も異なるため、それぞれに特化した育成戦略が必要との見解が示されました。

原子力政策の持続的な運用には、**法制度、技術、人材**そして**社会的信頼の4本柱が不可欠**であることを改めて痛感しました。最年少国会議員として、現場感覚と将来世代の視点を大切に、これからも具体的な政策提言を行ってまいります。

した点を評価しますが、これまでの政策の「ぶれ」が技術者の志望離れやメーカーの投資判断に影響を与えていると指摘しました。韓国などが明確な建設計画とロードマップを公表しているように、日本も長期的な予見可能性を示す必要があります。

④規制委員会と再稼働審査の課題

再稼働の審査が長期化している現状に対しては、「安全最優先」は当然としつつも、**効率性**や**透明性の観点**が欠けていると指摘しました。米国のNRC^{※3}が掲げる「5原則（独立性・効率性・信頼性など）」のような視点を日本の規制行政にも求めました。

⑤柏崎刈羽発電所の再稼働問題

世界最大級の発電設備である柏崎刈羽原子力発電所が再稼働できない状態にあることは、国家的損失です。審査をクリアしているにも関わらず、地域住民との合意形成が進まない現状に対し、「政府が前面に出て説明責任を果たすべき」と訴えました。

⑥地元の理解と国の責任

再稼働の前提として地元の理解が不可欠ですが、それが自治体任せになっている現状を問題視しました。特に、政府が直接現地に赴き、住民と対話する姿勢を見せることが信頼回復の第一歩であると強調しました。

⑦科学リテラシーの向上と教育支援

原子力発電所立地県である石川県出身者として、地元の志賀原子力発電所が、実際に動く姿を見たことがない世代が増えていることを危惧しています。これは、石川県内のみならず、各地で抱えている問題です。科学的根拠に基づいたわかりやすい情報発信により、原子力の安全性や必要性を国民一人ひとりの「自分ごと」とし



▲2025年2月28日 当時の江藤拓農林水産大臣に質疑

予算委員会 分科会

～農林水産業～

①林業と防災～震災からの教訓を～

能登半島地震と後の豪雨により、県内では山間部を中心に大規模な斜面崩壊が発生しました。特に、風化した火砕岩層の地盤が地震の揺れで崩れる事例が多く報告されています。こうした複合災害に対応するには、地盤リスクの事前把握と随時のリスク見直しが必要だと指摘。国に対し、危険地区の更新や情報共有体制の強化を求めました。被害が集中した輪島市・珠洲

て考える社会を目指すべきと訴えました。

⑧次世代人材育成と技術継承

私は高専出身でもあり、廃炉創造ロボコンのような実践型教育が人材育成に非常に重要だと感じております。ただ、廃炉だけでなく、「次世代革新炉」など将来に希望が持てる分野への教育支援がより必要です。運転・廃炉・処分などの各分野ごとに、必要な人材像を明確化し、体系的に育成する政策的支援が不可欠であると提言しました。

※1 温室効果ガス排出削減と産業競争力の向上を両立させる変革
※2 脱炭素・安定供給を両立する理想的な電源比率
※3 原子力規制委員会



▲2025年5月15日 参考人質疑

市では、6月までに応急対策完了予定と確認。梅雨期前の復旧加速を要請しました。

②林業従事者の所得改善

林野庁の調査によると、林業従事者の年収は大半が250～400万円台にとどまり、500万円以上はごくわずかという厳しい現状です。丸太価格と製材価格の乖離に着目し、製造・流通過程のコスト構造を見直す必要があると提言しました。高性能林業機械の活用、ストックヤードの整備などにより、「山の手取り」を増やす取り組みを後押しすべきと主張しました。

③国産材利用拡大と公共建築への活用

林業振興の鍵として、国産材のさらなる需要拡大が必要です。特に、横架材（はり・桁等）では、依然として輸入材への依存が高く、国産材が選ばれにくい課題があります。住宅・非住宅ともに国産材の利用を促進すべきと訴え、住宅では横架材の加工技術支援、非住宅では木造ビルの標準モデル開発や公共建築物での利用拡大を求めました。林野庁からは、国産材利用促進の技術支援や建築物の木造化支援制度が進行中であることが報告されました。

④放置竹林対策と竹材の有効活用

生活様式の変化により竹製品需要が減り、全国で放置竹林が拡大。これは森林や農地への侵入、生態系への悪影響、鳥獣被害の一因ともなっています。石川県内のNPOなどによる竹灯籠まつりなど地域主導の取組を紹介しつつ、伐採後の竹材の活用こそが管理継続の鍵であると強調。現在、竹は製紙原料、土木資材、工芸品、メシマ、土壌改良材などに活用されており、新たな用途開発の支援も進められています。「竹はサステナブルな国産資源と捉え直し、竹産業の可能性を広げる必要性を訴えました」。

意見交換会

地域の課題や未来への提言など、率直な思いをお聞かせください。少人数の座談会也大歓迎です。対話を通じて皆様の声を政策に反映します。



後援会の立ち上げをご検討いただける際はぜひご連絡ください。私の考えを直接お伝えいたします。より良い地域を共に創り上げましょう。

後援会発足



皆様の声を聞かせて下さい！

地域行事

お祭りやレクリエーション等に積極的に伺います。一緒に活動し、親睦を深めながら、地域の現状や皆様の本音を肌で感じ取りたいです。



県内行事

文化祭や式典など、地域の晴れ舞台にぜひお招きください。開催と共に喜び、幅広い世代との交流から活気ある街づくりのヒントを探ります。



「国民の皆様の一票が動かした」

ガソリン暫定税率廃止が実現！



11月5日、与野党6党が、ガソリンの暫定税率を12月31日に廃止することで正式合意しました。

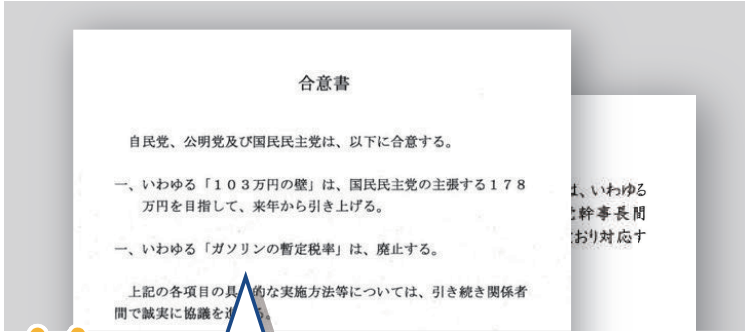
国民民主党が2021年から取り組んできたガソリン暫定税率の問題。

2024年12月に国民民主党と自民党・公明党の3党の幹事長間で暫定税率廃止を合意し、昨年7月には与野党6党で年内廃止を合意していましたが、具体的な期日や代替財源などをめぐって協議が続いていました。

今回、暫定税率の廃止日が決まり、年内廃止が実現しました。

国民民主党の公約実現に向けた取り組み

2021年10月	ガソリン暫定税率のトリガー条項凍結解除を衆院選公約に
2022年3月	自民党・公明党と協議、ガソリン等の高騰対策として補助金支給につなげる
2022年7月	トリガー条項凍結解除・暫定税率廃止を参院選公約に
2023年12月	自民党・公明党と再協議
2024年10月	トリガー条項凍結解除・暫定税率廃止を衆院選公約に
2024年12月	暫定税率廃止を自民党・公明党と合意
2025年6月	暫定税率廃止法案を提出、衆議院で可決（参議院では廃案に）
2025年7月	暫定税率廃止を参院選公約に
2025年7月	年内の暫定税率廃止を与野党6党で合意
2025年8月	暫定税率廃止法案を再提出
2025年11月5日	2025年12月31日の暫定税率廃止を与野党6党で正式合意



正式合意内容

- ガソリンの暫定税率を2025年12月31日に廃止する。
- 大幅な価格変動を防ぐため、廃止日まで段階的に補助金を増額する。
- 軽油引取税の暫定税率は2026年4月1日に廃止する。
- 安定財源確保については、引き続き検討し、結論を得る。

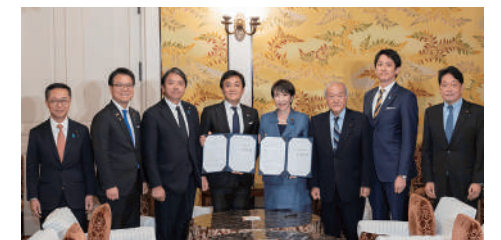


「年収の壁」178万円に引き上げへ

給与所得者の8割

玉木代表と高市総理の党首会談で合意

12月18日、国民民主党の玉木代表は高市総理と党首会談を行い、年収665万円までの人について「年収の壁」を178万円に引き上げることで合意しました。年収665万円から2,545万円の人も「年収の壁」を4万円新たに引き上げ、年収665万円までの人とほぼ同様の額を減税することとなりました。



【「年収の壁」引き上げに関わるこれまでの経緯】

2024年10月	衆院選で「年収の壁」を103万円から178万円まで引き上げることを公約として28議席を獲得。選挙前の7議席から4倍増となる。
2024年12月11日	「年収の壁」について、国民民主党の主張する178万円を目指して引き上げることで自民党・公明党と3党幹事長合意を結ぶ。
2025年3月	低所得者を中心に「年収の壁」が最大160万円まで引き上げられる（4段階の複雑な所得制限が導入され、160万円まで引き上げとなる対象は年収200万円以下のみ（納税者の約5%）であったことなどから、国民民主党は反対）
2025年7月	参院選で再び「年収の壁」の178万円への引き上げを掲げ、改選4議席の4倍以上となる17議席を獲得。
2025年12月18日	玉木代表と高市総理の党首会談で「年収の壁」の引き上げ内容について合意

